

佐賀県訓令甲第1号

本 庁  
現 地 機 関  
労働委員会事務局

佐賀県職員被服類貸与規程（昭和55年佐賀県訓令甲第6号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月10日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><u>（貸与の時期）</u>  <b>第3条</b> 貸与品の貸与の時期は、原則として次のとおりとする。            夏服 6月            冬服 10月  <u>（着用の義務）</u>  <b>第4条</b> 被貸与者は、特別の理由がある場合を除き、職務に従事するときは貸与品を着用しなければならない。            2 被貸与者は、貸与品を職務に従事するとき以外に着用してはならない。  <u>（保全の義務等）</u>  <b>第5条</b> 被貸与者は、貸与品の保全に留意し、原形を変形してはならない。            2 被貸与者は、貸与品を譲渡し、又は転貸してはならない。  <u>（着用の期間）</u>  <b>第6条</b> 貸与品に、夏服及び冬服の区分がある場合のその着用の期間は、次のとおりとする。            夏服 6月1日から9月30日まで</p>	<p><u>（他の用途への使用禁止）</u>  <b>第3条</b> 被貸与者は、貸与品を職務以外の目的に使用してはならない。            2 貸与品は、これを他人に譲渡し、又は転貸してはならない。  <u>（貸与品の管理）</u>  <b>第4条</b> 被貸与者は、貸与品を常に清潔にし、損傷したときは直ちに補修してその保全に努めるとともに、その保管にあたっては、善良な管理者の注意を怠ってはならない。</p>

改正前	改正後
<p><u>冬服 10月1日から翌年5月31日まで</u> (貸与品の返還等)</p> <p><b>第7条</b> 被貸与者は、退職したとき、又は異動等により別表第1に定める被貸与者に該当しなくなったときは、速やかに、<u>貸与品返還書(様式第1号)を添えて貸与品を所属長に返還しなければならない。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 所属長は、貸与期間満了後、被貸与者に現に貸与している貸与品について、その損耗の程度が使用に堪えると認めるときは当該貸与品を同一被貸与者に引き続き使用させるものとし、使用に堪えないと認めるときは新たな貸与品を貸与するものとする。<u>この場合において、使用に堪えない貸与品については、返還を免除することができる。</u></p> <p>(き損又は亡失の届出)</p> <p><b>第8条</b> 被貸与者は、貸与品を亡失したとき又は貸与品が別表第1に定める貸与期間満了前にき損し、使用に堪えなくなったときは、<u>直ちに貸与品き損・亡失届(様式第2号)を所属長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 略 (再貸与)</p> <p><b>第9条</b> 前条第1項の規定による届出があった場合において、必要があると認めるときは、再貸与することができる。</p> <p><b>第10条</b> 削除 (貸与品取扱責任者)</p> <p><b>第11条</b> 略 (貸与品貸与台帳)</p>	<p>(貸与品の返還等)</p> <p><b>第5条</b> 被貸与者は、退職、休職、異動等により貸与品の貸与を必要としなくなったときは、速やかに、貸与品を所属長に返還しなければならない。<u>ただし、別表第1に掲げる貸与期間を経過した貸与品については、この限りではない。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 所属長は、貸与期間満了後、被貸与者に現に貸与している貸与品について、その損耗の程度が使用に堪えると認めるときは当該貸与品を同一被貸与者に引き続き使用させるものとし、使用に堪えないと認めるときは新たな貸与品を貸与するものとする。</p> <p>(き損又は亡失の届出)</p> <p><b>第6条</b> 被貸与者は、貸与品を亡失したとき又は貸与品が別表第1に定める貸与期間満了前にき損し、使用に堪えなくなったときは、<u>速やかにその旨を所属長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 略 (再貸与)</p> <p><b>第7条</b> <u>所属長は、前条第1項の規定による届出があった場合において、必要があると認めるときは、再貸与することができる。</u></p> <p>(貸与品取扱責任者)</p> <p><b>第8条</b> 略 (貸与品貸与台帳)</p>

改正前					改正後						
<p><b>第12条</b> 所属長は、取扱責任者に貸与品の貸与の明細を記載した貸与品貸与台帳（様式第3号）を整備させ、貸与状況を常に明らかにしておかなければならない。</p> <p>2 第7条第2項の規定により貸与品を引き続き使用させるときは、旧所属長は、当該被貸与者に係る貸与品貸与台帳を新所属長に引き継ぐものとする。</p> <p><b>第13条・第14条</b> 略</p> <p><b>別表第1</b>（第2条、第7条、第8条）</p>					<p><b>第9条</b> 所属長は、取扱責任者に貸与品の貸与の明細を記載した貸与品貸与台帳（様式第1号）を整備させ、貸与状況を常に明らかにしておかなければならない。</p> <p><b>第10条・第11条</b> 略</p> <p><b>別表第1</b>（第2条、第5条、第6条）</p>						
区分	被貸与者		貸与品			区分	被貸与者		貸与品		
	職員の範囲		品目	数量	貸与期間(年)		職員の範囲		品目	数量	貸与期間(年)
1	略					1	略				
2 被服類の汚損が著しい職にある職員	(1) 計量検定業務に従事する職員		夏作業服A (上、下)	1	3	2 被服類の汚損が著しい職にある職員	(1) 削除				
			冬作業服A (上、下)	1	3		(2)～(7) 略				
	(2)～(7) 略						(2)～(7) 略				
	(8) 工業技術センターに勤務する職員	① 食品工業部に勤務する職員	略				(8) 工業技術センターに勤務する職員	① 食品コスメ部に勤務する職員	略		
②・③ 略					②・③ 略						
(9)・(10) 略						(9)・(10) 略					

改正前					改正後				
	(11) 上場 営農セン ターに勤 務する職 員	① 園芸 業務に 従事す る職員	夏作業服 B (上、下)	1	1	(11) 上場営農センタ ーで研究検査業務又 は普及指導業務に従 事する職員	夏作業服 B (上、下)	1	1
			冬作業服 B (上、下)	1	2		冬作業服 B (上、下)	1	2
		ゴム長靴	1	2	ゴム長靴		1	2	
		作業帽	1	2	白衣		1	1	
		② その 他の職 員で研 究検査 業務又 は普及 指導業 務に従 事する もの	夏作業服 B (上、下)	1	1		作業帽	1	2
	冬作業服 B (上、下)		1	2					
	ゴム長靴		1	2					
	白衣		1	1					
		作業帽	1	2					
	(12)～(17)	略				(12)～(17)	略		
	(18) 土木 事務所又 はダム管 理事務所 に勤務す る職員	① 樋門 管理業 務に従 事する 技能技 術員	略		(18) 土木 事務所又 はダム管 理事務所 に勤務す る職員	① 樋門 管理業 務に従 事する 職員	略		
			② 道路 補修員	略			略	略	② 道路 補修業 務に従
			ヘルメット	略			ヘルメット	略	略
			地下足袋	1					

改正前						改正後						
				ゴム長靴 略	略 略				事する 職員	ゴム長靴 略	略 略	略 略
			③ 機械 操作業 務に従 事する 技能技 術員	略					③ ダム 管理業 務又は 機械操 作業務 に従事 する職 員	略		
			④ 港湾 巡視員	略					④ 港湾 巡視業 務に従 事する 職員	略		
		(19)～(21) 略							(19)～(21) 略			
		(22) 軽油引取税に係 る軽油の比重調査業 務に従事する職員	略						(22) 軽油引取税に係 る調査業務に従事す る職員	略		
		(23)～(25) 略							(23)～(25) 略			
		(26) 文化課又は名護 屋城博物館に勤務す る職員で文化財保護 業務に従事する職員	略						(26) 文化課、名護屋 城博物館又は佐賀城 本丸歴史館に勤務す る職員で文化財保護 業務に従事する職員	略		
		略							略			

改正前					改正後					
3 保健 衛生の 見地か ら被服 類の着 用を要 する職 にある 職員	(1) 略									
	(2) 生活衛生課で乳 肉衛生業務に従事す る職員		略							
	(3) 保健 福祉事務 所に勤務 する職員	①～③ 略								
		④ 保健 師	略 予防衣		略					
		⑤～⑦ 略								
(4)～(6) 略										
4 福祉 施設に 勤務す る職員	(1)～(3) 略									
	(4) 調理員		炊事用白衣	2	1					
			三角布又は 帽子	1	1					
			冬作業服B (下)又は ジャージ (下)	1	2					
			ゴム長靴又 は運動靴	1	2					
(5) 洗濯業務に従事 する業務技術員		洗濯用白衣	2	1						
		三角布	1	1						
		ジャージ (下)	1	2						
		ゴム長靴	1	2						
5 試験	(1) 業務	① 保健	白衣	1	1					
3 保健 衛生の 見地か ら被服 類の着 用を要 する職 にある 職員	(1) 略									
(2) 生活衛生課で動 物愛護・乳肉衛生業 務に従事する職員		略								
(3) 保健 福祉事務 所に勤務 する職員	①～③ 略									
	④ 保健 師	略 白衣		略						
	⑤～⑦ 略									
(4)～(6) 略										
4 福祉 施設に 勤務す る職員	(1)～(3) 略									
5 試験	(1) 削除									

改正前						改正後					
検査業務に従事する職員	技術員	福祉事務所に勤務する業務技術員				検査業務に従事する職員					
		② その他の機関に勤務する業務技術員	白衣	1	1						
	(2) 農業技術防除センター、農業試験研究センター、果樹試験場及び茶業試験場で研究検査業務又は普及指導業務に従事する職員		略				(2) 農業技術防除センター、農業試験研究センター、果樹試験場及び茶業試験場で調査業務、研究検査業務又は普及指導業務に従事する職員		略		
	(3)～(5) 略						(3)～(5) 略				
6 運転業務に従事する職員	運転技術員	夏作業服A (上、下)	1	3							
		冬作業服A (上、下)	1	3							
注1・注2 略						注1・注2 略					
別表第2 (第13条関係)						別表第2 (第10条関係)					
共用被服類			備考			共用被服類			備考		

改正前			改正後		
品目	共用期間(年)		品目	共用期間(年)	
略	略		略	略	
冬作業服B（上、下）	略		冬作業服B（上、下）	略	
<u>夏事務服</u>	<u>3</u>				
<u>冬事務服</u>	<u>3</u>				
運動靴	略		運動靴	略	
略	略		略	略	
ヘルメット	略		ヘルメット	略	
<u>前掛（調理員用）</u>	<u>2</u>				
			白衣	<u>2</u>	
			白ズボン	<u>2</u>	

様式第1号及び様式第2号を削る。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<u>様式第3号（第12条関係）</u>	<u>様式第1号（第9条関係）</u>
略	略

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の佐賀県職員被服類貸与規程に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。